

広島県告示第千号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成二十一年一月五日までの間、縦覧に供する。

平成二十年十二月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道瀬野川福 富本郷線	三原市本郷町下北方字井尻二二一番四地先から 三原市本郷町下北方字岸ヶ下六〇番一七地先まで	平成二〇年一二月 一五日